

令和元年9月定例会 経済委員会（事前）

令和元年9月13日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時01分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

議案第23号 令和元年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

議案第24号 令和元年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市村負担金について

議案第25号 令和元年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

議案第26号 令和元年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

報告第2号 平成30年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

○ 令和元年台風第10号に係る農林業被害状況等について（資料1）

○ 平成30年度徳島県農林水産基本計画レポートについて（資料2，3）

手塚農林水産部長

それでは、お手元に御配付の経済委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件につきましては、令和元年度9月補正予算案、繰越明許費、公共事業に係る受益市町村負担金及び平成30年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

今回の9月補正予算案につきましては、安全・安心とくしまの実装及び魅力感動とくしまの実装を更に加速するため、所要の予算措置を行うものでございます。

資料の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計につきましては、補正額欄の最下段に記載のとおり12億3,687万6,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は、366億8,178万4,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

課別主要事項について、御説明申し上げます。

まず、畜産振興課でございます。

5段目の家畜保健衛生費、摘要欄①のア、越境性動物疾病防疫対策強化事業につきまし

ては、国内外での豚コレラ等、家畜伝染病の感染拡大を踏まえ、越境性動物疾病の侵入とまん延を防止するため、養豚農場におけるウイルス侵入防止対策をはじめとした、家畜防疫対策をより一層強化する経費として600万円の増額をお願いするものでございます。

次に、3ページをお願いします。

林業戦略課でございます。

1段目の計画調査費、摘要欄①のア「徳島 木のおもちゃ美術館（仮称）」整備推進事業につきましては、自然や木と触れあう豊かな子育て環境の整備はもとより、首都圏をはじめ全国へ県産材の魅力を発信するため、新たに徳島ならではの木育拠点として「徳島 木のおもちゃ美術館（仮称）」の整備に向けた基本構想の策定に要する経費として1,100万円の増額をお願いしております。

次に、4ページをお願いします。

農山漁村振興課でございます。

5段目の土地改良費につきましては、農業振興地域において、生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備するための経費として6,718万8,000円の増額をお願いしております。

次に、5ページを御覧ください。

生産基盤課でございます。

2段目の土地改良費につきましては、農道をはじめとする農業生産基盤の整備に要する経費として4億3,147万1,000円、3段目の農地防災事業費につきましては、農地の保全や災害の未然防止に要する経費として5億683万7,000円、6段目の漁港建設費につきましては、漁港施設の機能強化に要する経費として2億1,438万円、生産基盤課合計では、最下段に記載のとおり11億5,268万8,000円の増額をお願いしております。

次に、6ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

本年6月に改正されました、公共工事の品質確保の促進に関する法律をはじめとした、いわゆる担い手三法において、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、施工時期の平準化に向けた債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度に渡る工期設定などが、発注者の責務として明記され、建設現場の働き方改革への対応がこれまで以上に強く求められております。

このような建設現場を取り巻く環境の変化に即応し、建設現場の働き方改革を推進していくため、従来は2月補正予算で設定しておりました繰越明許費について、国をはじめ関係機関等との調整により、現時点で繰越しが見込まれる、農山漁村振興課の県単独土地改良事業費から、9ページの森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで、合計3課37事業につきましては、合計で67億1,615万4,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、10ページをお願いします。

2、その他の議案等といたしまして、（1）受益市町村負担金でございます。

これは、県が実施する公共事業に対し、地元の市町村から事業の種類・内容に応じて、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

まず、農山漁村振興課及び生産基盤課所管のア、県営土地改良事業費に対する受益市町負担金につきましては、10ページから12ページに記載のとおり、鳴門市ほか15市町に対し、事業内容により、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

次に、13ページをお願いします。

生産基盤課所管のイ、農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市村負担金につきましては、美馬市及び佐那河内村に対し、地すべり対策事業について、6分の1の割合で負担していただくものでございます。

14ページをお願いします。

生産基盤課所管のウ、広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金につきましては、鳴門市ほか4市町に対し、漁港の種別や事業内容により、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

15ページをお願いします。

森林整備課所管のエ、県営林道開設事業費に対する受益市町負担金につきましては、美馬市ほか3町に対し、森林基幹道について、10.7パーセントの割合で負担していただくものでございます。

16ページをお願いします。

（2）平成30年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に係る公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計の中で、林業戦略課が所管する県営貯木場に係る管理運営費が計上されておりますが、これを含め、同特別会計につきましては資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄に「－」で記載しております。

17ページをお願いします。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、県監査委員による審査をお願いしております。その結果、18ページの第3、審査の意見にございますように、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正なものとお認めいただいております。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

この際、2点、御報告をさせていただきます。

1点目は、令和元年台風第10号に係る農林業被害状況等についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

台風第10号による被害につきましては、9月13日時点で取りまとめた確報値として、総額約8億4,600万円となっております。

その内訳として、まず、農業被害につきましては、農地の畦畔崩壊^{けいはん}や農道の路肩崩壊等の農業用施設被害が計45か所で約6,700万円、レンコンの茎葉の傷み^{けいよう}やナシの果実の落果等の農作物被害が計588.4ヘクタールで約2億1,900万円、合計で約2億8,600万円となっております。

また、林業被害につきましては、林地の山腹崩壊や林道の路肩崩壊等の林業用施設被害が計22か所で約5億6,000万円となっております。

農業と林業の合計としましては、約8億4,600万円の被害となっております。

県といたしましては、関係機関等と連携を図りながら、台風に伴う農作物管理の技術指導や国の災害査定を受け、速やかに災害復旧事業等に着手できるよう準備を進めるなどの対応を講じているところでございます。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、農林業の早期復旧に向け取り組んでまいります。

2点目は、平成30年度徳島県農林水産基本計画レポートについてでございます。

お手元に、概要版を資料2として、全体版を資料3としてお配りさせていただいております。

資料2を御覧ください。

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例第39条の規定に基づき、農林水産基本計画に掲げる施策の平成30年度の実施状況について、五つの基本戦略の施策体系に沿って、御説明いたします。

1 ページをお願いします。

基本戦略Ⅰ，人を「育む」でございます。

1，農業の担い手育成及び確保では、アグリサイエンスゾーンにおいて、民間事業者と連携し、実践力の高い人材育成に努めました。また、今年3月には、新規就農のほか、就業段階に応じたリカレント教育により、カンキツ人材を育成する徳島かんきつアカデミーを開講いたしました。

2，林業の担い手育成及び確保では、とくしま林業アカデミーにおいて、初の女性2名を含む13名の即戦力を育成し、全員が県内の林業事業体へ就職いたしました。

3，水産業の担い手育成及び確保では、とくしま漁業アカデミーにおきまして、5名の新規就業者を育成するなど、浜を支える意欲ある担い手の確保対策を推進いたしました。

次に、2 ページをお願いします。

基本戦略Ⅱ，生産を「増やす」でございます。

1，水田農業の振興では、高温耐性の水稻品種あきさかりの本格導入を進めるなど、県産米の品質向上と売れる米作りを推進しました。

2，園芸農業の振興では、主要品目ごとの課題に応じた、園芸産地のリノベーションにより、供給力を強化するとともに、共同選果施設などの整備を支援し、産地の生産性向上を図りました。

3，畜産業の振興では、阿波尾鶏やハラール牛肉など畜産ブランドの販路拡大対策、畜産GAPや農場HACCPの認証取得に向けた指導を実施いたしました。

4，林業及び木材産業の振興では、主伐にも対応した先進林業機械の導入を進め、低コスト化による増産対策に取り組むとともに、全国木育サミットの開催などにより、県民の木づかい意識の醸成を図りました。

3 ページをお願いします。

5，水産業の振興では、水産資源の維持・増大に向け、県有種苗生産施設において高品質な種苗を生産するとともに、気候変動に適応した高水温耐性わかめの現場導入を推進いたしました。

6，オープンイノベーションの加速では、マリンサイエンスゾーンの産学官協定に、新

たに徳島文理大学と四国大学が参画するなど、高等教育機関や民間事業者との連携を強化しました。また、熱帯果樹の栽培研究施設の整備など、サイエンスゾーンの機能強化を図りました。

7、安全・安心な食料の安定的供給では、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした持続可能性の高い農産物の需要拡大に対応するため、GAPの認証取得を推進いたしました。また、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向け、防疫演習や検査機器の整備など、防疫体制の強化を図りました。

8、食育・地産地消の推進では、地域の食文化に関する情報を発信するとともに、食の大切さをPRする「とくしま食育フェスタ」を開催いたしました。

4ページをお願いします。

基本戦略Ⅲ，マーケットを「拓く」^{ひら}でございます。

1、とくしまブランドの展開では、地域商社阿波ふうどによるマーケットイン型の販路拡大、ターンテーブルでの情報発信、2台のPR車両を活用したプロモーションなどにより、とくしまブランドの認知度向上と販売力強化に取り組みました。

2、6次産業化の促進では、6次産業化プランナーの派遣や商談会の開催により、売れる商品作りや販路拡大を支援いたしました。

3、海外展開の促進では、香港などにおける「なると金時」のPRによる販売強化や阿波尾鶏のレストラン需要の拡大に取り組みました。また、ユズ・スダチ・ユコウの「とくしま三大香酸かんきつ」の欧州市場定着に向け、現地メディア等を招いた産地見学ツアーを実施いたしました。

5ページをお願いします。

基本戦略Ⅳ，生産を「支える」でございます。

1、農業生産基盤の整備及び保全では、ほ場の整備、農業用水のパイプライン化などを推進するとともに、老朽化した用排水施設の長寿命化・耐震対策を実施しました。

2、林業生産基盤の整備及び保全では、林道・林業専用道などを組み合わせた複合的な路網整備と、森林境界の明確化や森林経営計画の策定による適正な森林整備を推進いたしました。

3、漁業生産基盤の整備及び保全では、漁港及び海岸の計画的な整備や稚魚の育成場であり水質浄化機能も有する藻場の造成を推進しました。

4、南海トラフ・直下型地震への対応では、漁協版BCPの作成支援や農業版BCPの実践力向上のための訓練を行うとともに、復興を円滑に進めるための地籍調査の促進を図りました。

5、自然災害等への対応では、台風・豪雨等による自然災害の未然防止のため、農業用ため池、治山施設等の整備や危険箇所の日常点検など、ハード・ソフトの両面から対策を実施いたしました。

次に、6ページをお願いします。

基本戦略Ⅴ，地域を「守る」でございます。

1、多様な主体による協働活動と農林水産業への参画では、県民総ぐるみの森林づくりや多様な主体が協働で行う農地の保全活動などを推進いたしました。

2、都市農村交流と移住・定住の促進では、インバウンドを視野に入れた、農泊におけ

る外国人観光客への対応力向上や体験メニューの充実を図るとともに、農山漁村の地域資源を「むらのたから」として認定し、地域ぐるみで活用する取組を支援いたしました。

3、中山間地域等への支援では、国の日本型直接支払制度を活用し、多面的機能の維持・発揮や耕作放棄地の発生防止など、集落ぐるみで地域農業を支える取組を支援いたしました。

7ページをお願いします。

4、鳥獣による被害の防止では、市町村などによる被害防止活動への支援やIoTを活用した大型捕獲檻^{おり}の実証を行いました。また、日本ジビエサミットの開催など、PR活動により阿波地美栄の需要拡大を図りました。

5、地球環境の保全への貢献では、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るため、間伐や植栽などの森林整備を実施いたしました。

6、地球温暖化への対応では、気候変動に適応し、高品質化と安定生産につなげるため、高温耐性の水稻品種「あきさかり」や夏台風の被害を軽減できるレンコン品種「阿波白秀」など、新品種の導入を促進いたしました。

詳細につきましては、資料3を御覧いただければと存じます。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

元木委員長

以上で、議案の説明並びに報告事項の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山西委員

私から何点か、お尋ねをいたします。

先般、三好市と勝浦町において、有害鳥獣捕獲報償金の不正受給や不正申請についての事案が発生してございます。

まず、この両方で発生した事案の概要についてお尋ねをいたします。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、山西委員より三好市と勝浦町の不正事案についての御質問を頂きました。

まず、三好市につきましては、平成30年度と令和元年度におきまして、三好市猟友会の会員によります有害鳥獣捕獲事業の報償金に係る不正受給の事案が2件ございました。

概要といたしましては、1件目は三好市の有害鳥獣捕獲員の1名が、自身が捕獲したように装いまして、他の捕獲員から譲り受けましたイノシシやシカ16頭の捕獲実績報告を偽造いたしまして、国費8万4,000円、市費16万円の報償金を不正受給した案件でございます。

次に、2件目でございますけれども、捕獲員2名それぞれが捕獲したシカ1頭の実績を別々に不正報告いたしまして、市の報償費2万円を不正受給した案件でございます。

次に、勝浦町の不正の概要につきましては、捕獲したシカ1頭を、二重に申請した不正

事案が2件ございました。

今回の発覚につきましては、三好市の不正受給案件が発生したため、県から証拠書類等の厳格な審査の徹底を依頼し、町の職員が厳正に報償金の申請書類をチェックいたしましたところ、シカの柄や背景が酷似している証拠写真が見つかりまして、8月14日に本人に確認し、事実を認めたものでございます。

事前の審査でございますので、シカ2頭分、3万6,000円相当の町費の報償金は支払われてございません。

山西委員

両方で発生した事案を聞いておりますと、非常に悪質性が強い、許し難い事案であるというふうに考えております。

今回の事案を受けて県といたしまして、どのような対応をしたのか、報告を頂きたいと思っております。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

県といたしましては、三好市の事案を受けまして、関係各市町村に対しまして、8月8日に書類の確認の強化を促す指導の文書を発出するとともに、平成30年度の報償金に係ります証拠書類の再度の確認を指示しております。

また、8月9日には、県猟友会の各支部長など役員を招集いたしまして、再発防止会議を開催し、再発防止に向けまして法令の遵守をはじめ、報償金の申請、記録、確認方法の周知徹底を図っております。

次に、8月22日に、市町村担当者会を開催いたしまして、捕獲確認は原則、現地確認を行うよう指導し、書類確認の場合につきましては、SDカード等による写真のデータを求めることを周知徹底しております。

また、証拠写真につきましては、捕獲時期の近い証拠写真などを見比べるなどによりまして、報償金を支払う前により厳格な審査をするように依頼しております。

また、8月30日には、報償金の支払に係ります県の捕獲確認方法の審査マニュアルを改正いたしまして、関係市町村に配付してございます。

山西委員

再発防止に向けて、しっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思いますし、この捕獲確認をいかに厳正にやっていくかということが、極めて重要だというふうに思っております。

先ほど課長から報告を頂きましたけれども、8月30日に捕獲確認マニュアルを改正したということでございますが、このマニュアルの主な改正点、ポイントについてお尋ねいたします。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

県の捕獲確認マニュアルの主な改正点でございますけれども、捕獲確認は、現地確認を基本としているものでございますが、書類確認における捕獲確認マニュアルの改正の主な

点について御説明を申し上げます。

不正防止のため、捕獲鳥獣に油性スプレー等で捕獲日・捕獲番号等、捕獲個体の識別が可能になりますような数字をペイントすることとしております。

次に、証拠写真の撮り方につきましては、従事者、捕獲個体に加えまして、捕獲日など、ペイントの内容が確認できるように撮影することとしております。

さらに、虚偽申請の更なる未然防止対策といたしまして、今回、次の三つの対策を追加しております。

一番目に、ペイントに際しましては、捕獲日や捕獲番号のほかに捕獲従事者の識別番号を記載することとしております。

二番目は、証拠写真につきまして、捕獲個体にペイントする際に撮影した写真に加えまして、横線等でペイントを見え消しにした状態の写真も提出することとしております。

次に、証拠写真の提出につきましては、他の個体と照合、重ね合わせができるよう捕獲個体の写真のデータ、SDカード等の提出を求めています。

今後、各市町村被害対策協議会におきまして、県の捕獲確認マニュアルに基づきました報償金の交付要綱等々を改正いたしまして、順次新たな確認方法を運用することでチェック体制の強化を図りまして、不正事案の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

山西委員

ここまでやったら、もう以後不正事案が起これないと思いたいところですが、やはり、やろうと思ったら、いかようにでもそのルールをすり抜けて、不正受給・不正申請が今後も起こり得るというふうに考えます。

現状において、やはり刑事告訴・刑事告発については、ケースバイケースということだろうというふうに思いますし、今回の事案でいきますと、新聞報道でございますが、三好市については告訴を検討、勝浦町については見送るということで、その辺も市町村によって態度が分かれておるようでございます。

私は、悪質性が強い場合には、原則、刑事告訴・刑事告発をやるという強いメッセージが必要である、やはり県としては、こういった毅然な態度を示す必要があるというふうに思っております。

そこで、今後このような事案が発生した場合、どのように対応していくつもりなのか、最後に確認をしておきたいと思っております。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

有害鳥獣捕獲につきましては、二ホンジカやイノシシなど、野生鳥獣によります被害が深刻化しております本県の多くの市町村におきまして、地元の猟友会の協力の下、有害鳥獣捕獲事業を活用いたしまして、有害鳥獣の捕獲を行っておるところでございます。

このような中、一部の捕獲員による不祥事は、猟友会の会員の皆様方がこれまで御尽力されてこられました、捕獲活動に対する社会的意義や信頼を著しく損なう行為でございます。

県の捕獲確認マニュアルを改正いたしまして、より厳格・厳粛な捕獲確認を関係市町村と連携して取り組んでまいりますけれども、しかしながら、今後、証拠写真等を偽造する

など悪質な不正事案が発生した場合には、関係機関と緊密に連携いたしまして、交付金の返還はもとより、刑事告発も含め、厳正に対応してまいりたいと考えております。

山西委員

刑事告発・刑事告訴を含め、厳正に対処するという事でメッセージを頂きましたので、やはり今後は、それぐらいの強い意志を持って対応していただきたいと思っておりますし、先ほど課長からお話があったように、ほとんどの方が真面目に一生懸命取り組んでいただいておりますので、そういう人が馬鹿を見るようなことになってはいかんとお思います。今後こういうことが起こらないように、更に市町村と連携をして周知徹底を図っていただきたい、毅然とした対応を取っていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それから、先ほど部長から御報告がありましたけれども、徳島木のおもちゃ美術館についてお尋ねをしたいと思います。

今回の予算書には、基本構想の策定ということでございまして、今後どういうふうな木のおもちゃ美術館を作っていくかということを考えていくんだらうと思っておりますけれども、今のところ、担当課としてどういうイメージを描いていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、山西委員から、木のおもちゃ美術館の今のところのイメージをどう考えているのかといった質問を頂きました。

本県は、県土の4分の3が森林を占めております森林県でありますことから、この豊富な木材を生産し利用することで、地域の活性化を図るため、平成25年に県産材利用促進条例を制定いたしまして、木の良さや木材利用の意義を学びます、木育の推進を位置付けております。

また、とくしま木づかい県民会議によりまして、毎年秋に木づかいフェアの開催や、また、杉の子木育広場を県内20か所に開設するなど、木育の取組を推進してまいりました。

また、2月に本県で開催いたしました全国木育サミットでは、600人を超える方に御参加いただきまして、東京おもちゃ美術館とともにウッドスタート宣言を行いまして、その後も、三好市や松茂町などで木育イベントが開催されるなど、県内各地で木育に対する機運が高まってきたところでございます。

この度、提案させていただいております徳島木のおもちゃ美術館、仮称でございますが、これらの取組の拠点施設といたしまして、また、全国木育サミットの成果をレガシーとして継承するため、県産材を使用した製品や洗練されたおもちゃをふんだんに配備いたしまして、徳島の木の文化や伝統などを生かしまして、徳島の木を丸ごと体感できる徳島ならではの木のおもちゃ美術館を整備することといたします。今後、豊かな子育て環境や生活環境の整備はもとより、県産材の魅力を全国へ発信してまいりたいと考えているところでございます。

山西委員

趣旨は大変よく分かりました。

県産材に触れる機会が非常に少なくなっている中で、行政としてあえて、そういう環境を整備するという事は、大変意義のあることだというふうに思います。

もう1点尋ねておきたいのは、この木のおもちゃ美術館でございますが、利用者、どういった方を対象と考えているのかお尋ねしたいと思います。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、どういった方を対象にしているのかといった御質問を頂きました。

木のおもちゃ美術館では、木のおもちゃの遊びをはじめとしまして、木の良さを学んだり体験できたりするなど、木の良さを全面的に演出したシンボリックな施設を目指したいと考えておりまして、中で携わる方も県内の木に携わる様々な方が参画でき、また、活躍していただける場であるとともに、御来館いただく方も、赤ちゃんからお年寄りまで全世代が集える空間を提供いたしまして、県内はもとより県外からも訪れていただけるような魅力ある施設としていきたいと考えております。

山西委員

多様な方々、全世代対象ということでございますが、もちろんそれはそのとおりでございます。

ちょっとパンフレットを持っておりますけれども、現在も徳島木育ということで、県内各地域に木の積み木とかそういったもの、環境を整えているようでございますけれども、子供が成長する過程で木のおもちゃで遊ぶということは、成長にとっても非常にプラスの要因が多いというふうに言われております。なかなか家で木のおもちゃで遊ぶ機会も減っている中で、子供、特に小さいお子さんが集えるような環境というのが、県民のニーズも高いのではないかと考えておりますので、とりわけ子育て世代の方々のお声もよく聞いて、利用しやすい、そして子どもたちにとって良い施設にしていきたいと思っております。

あと、どうしても農林部局だけでやってしまうと、その一面ばかりにスポットが当たりますので、拠点でいろんな方が集えるようにするためにも、農林部局ももちろんメインでやられると思いますけれども、やはり他の部局とも連携して、そこに集うことで様々な効果を派生していけるというような施設を作っていただきたい。

だから、木だけ触れたらそれでいいというのではなくて、そこで様々な効果が広がっていくような、そんなイメージを私としては期待をしたいというふうに思っています。

今のところ構想ですから、とにかく様々な方のお声をしっかり聞いて、これは徳島にしかないという、そういった施設を期待をしておりますので、是非そのことを求めておきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

岡本委員

山西委員から貴重な質問を頂きました。

実は、県の猟友会の顧問をしてまして、今のやり取りをしっかりと伝えなければいかん、気を引き締めてやらないといかんという思いであります。

また、二つ目の木のおもちゃ美術館というのも、有り難い質問だったなと思います。徳島県議会林業木材業振興議員連盟の幹事長をしておりますので、しっかり、特に大事なものは、農林の枠を超えないといかんとしますので、それはよろしくお願ひします。

立ったのは、ターンテーブルについて何も報告がないということですが、これは6月議会儿んぬんという話からすると、あってもいいんだけど、付託委員会のほうだったら、しっかりとちゃんとした説明ができるから、あえて今しなかったと私は理解しているんですが、それは確認です。ちゃんと答えてください。

もう一つは、新しい体制になって2か月たったでしょう。その辺は何か言わないと、6月議会的の流れの中で、ターンテーブルを何も言わなかったというのは、まずいよね。だから、その二つ。

岡本もうかるブランド推進課長

今、岡本委員から、ターンテーブルについて御質問を頂いております。

ターンテーブルにつきましては、運営事業者が7月から新たな経営者となり、施設のレイアウトでございますとか装飾などのリニューアル、それから朝食・昼食・夕食メニューを全面的に刷新するなど、施設の魅力を高めまして集客力を上げ、情報発信拠点としての機能をより一層発揮できるよう、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

こうした取組により、現在、リニューアルによる改善の兆しが見え始めているところでございまして、改善策の成果である利用者数や売上げの向上など、数字に表れる具体的な成果につきましては、現在取りまとめ中でございまして、付託委員会で分かりやすく御報告させていただきたいと考えております。

もう1点、リニューアル以降、どういった状況になっているかということで御質問を頂いております。

リニューアル以降につきましては、先ほども申し上げましたが、宿泊者のほとんどが利用する朝食は、県産食材を使った豚汁を中心に、食べ放題の和食ビュッフェ、これが非常に好調と聞いておりまして、宿泊予約サイトの利用者レビューには、朝食に関する高評価が数多く書き込まれる状況となっているところでございます。

また、昼食につきましては、県産の新鮮な野菜をたっぷり食べられるサラダビュッフェ付きのランチが近隣オフィスにお勤めの女性客などに大変好評であり、満席状態となる日も多いと聞いております。

さらに、夕食では、4,000円から楽しめる飲み放題付きコースはもとより、アラカルトメニューの構成や価格帯も見直しまして、徳島の上質な食材をこれまで以上に気軽に楽しんでいただけるサービスを提供しているところでございます。

岡本委員

4,000円で楽しめる飲み放題ね、分かった。

兆しが見えているというお話なんだけど、付託委員会では兆しが見えてることが、ちゃんと数字で表れて説明してくれないといかん。そこをもう1回念を押しておくので、ちゃんとしてください。

もう一つは、いろいろあるのだけど、徳島への人の流れの創出とか、そんなのは今説明

がなかったけど、要するにまだ2か月だけど、そのために新しい体制にしたんだと思うんで、その辺はどうなの。

岡本もうかるブランド推進課長

ただいま、施設設置目的と言いますか、とくしま回帰等に向けた取組の成果ということで御質問を頂いております。

先ほど、委員がおっしゃいましたように、運営事業者による経営面の改善というところは、施設の設置目的をしっかりと、かつ安定的に発揮させるため不可欠であります。一方で、経営改善の取組と並行して、県産品の販売拡大やとくしま回帰といった施設本来の設置目的を発揮させる取組というの、同時に行う必要があると考えているところでございました。

こうした面におきまして、運営事業者におきまして、7月のリニューアル以降、既に様々な取組に着手していただいているところでございまして、例えば阿波おどりをテーマとしたイベントの定期的な開催。それから、旬のスタヂをテーマに絞ったメニューフェアや特設販売コーナーの設置。県関連企業の東京支社、県内高校のOB会の積極的な受入れといった、県産品の販売拡大やとくしま回帰など、設置目的につながるイベント展開でありながら、しっかりと集客や売上げの拡大にもつながる展開を積極的に企画開催しているところと聞いております。

岡本委員

早期の経営改善と当初の目的、その二つがポイントなんだけど、付託委員会まで残り日にちはないですよ。もう1回言うけど、ちゃんと分かりやすく数字も間違わないように、しっかり付託委員会で報告してください。

仁木委員

何点かちょっと質問させていただきたいと思います。

山西委員の関連で、不正受給の関係についてでありますけれども、市町村レベルにおいて担当課は、多分、エビデンスの一つの中に、耳と尻尾をエビデンスとされている所が多いと思いますけれども、県内全てそういうような事はしていないのかということ。

もう1点は、そういうこととして定めているのであれば、どのような手法でかくぐったのかということをお教えいただきたいと思います。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

委員おっしゃるとおりですが、各市町村におきましては、証拠品といたしまして写真と併せて耳若しくは尻尾の所、又は耳と尻尾両方という所もございまして。

三好市につきましては、両耳と尻尾が要るのですけれども、提出する時に、他の猟の時に取っておいたものを冷凍保存などしておきまして、それを持ってきたというふうなことでございます。

それと、勝浦町につきましては、原則、鳥獣本体を役場に持ち込みまして、その場で職員が確認して、尻尾を切って置いて帰るという手法ですけれども、今回起こりましたのが

土日ということで、土曜日と日曜日につきましては、役場が開いてないということで書類審査となり、写真と尻尾で、その尻尾につきましては、どこからかというのはまだ把握できてないという状況でございます。

仁木委員

この耳と尻尾を冷凍保存していたということは、事前にとったものについては報償金の交付審査を受けてないというような認識ですか。

相殺したらゼロになるのかも知れないのですけれども、ただ、この耳と尻尾の部分を県内足並みそろえて、やはりこのエビデンスで必要なのであれば、その部分をどう厳正にしていくかということも併せて考えられたほうがいいのではないかと思います。

物的証拠ですので、それを返してしまったりまた冷凍保存してしまうということがあるかと思いますし、市町村の職員は皆さん、クーラーボックスに入れてから暑い時期も必死になってしてくれているので、その今やっている部分をマニュアル化というより、もうちょっと厳正にされたら、現場で書類に手間が掛かるとかいうのもいっぱいあると思うのですが、お金をもらうのだから手間を掛けないといかんのですけれども、簡素化ということも要ると思うんですよ。

ですから、物的証拠というところが、使い回しができるような格好を取られているというのだったら、そこら辺というのは、一定にして厳正にしていけないといけないと思うのですけれども、どうでしょうか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

委員のおっしゃるとおり、厳正にということで今回のマニュアルの改正にもございますけれども、一つは、個体の番号とか狩猟者の識別番号を、腹の右側に書くんですけども、それを1枚写真に撮っていただく。

次に、その個体の耳と尻尾を切った状態をもう一度写す。それに、なおかつ使い回しできないように、その個体番号等々書いた所を見え消しの線を引くというのをやれば使い回しもできないし、その場その場でその一頭が確実に確認できるというふうな手法を取りたいと考えております。

それと、おっしゃるように手間の関係もございますので、地元猟友会の方々と十分お話をさせていただいて、不正のないような確実なやり方を皆さんで検討していただきたいと考えております。

仁木委員

そのようにしていただけたらと思います。

あと、この鳥獣の関係で言えば、今回、罠^{わな}なのか銃なのか、どちらで不正があったんですか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

今回は、罠^{わな}で捕獲されたものと聞いております。

仁木委員

罾^{わな}も銃も、多分、免許の更新というのはあると思うのですが、更新時に更新ができないような事案に今回は当てはまるのでしょうか。警察がないから分からんかも知れないけれども、もし答えられるのだったら、告訴まで行かなかつたらペナルティが課せられないのか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

この行為自体で免許の更新に関わることはございませんけれども、現在、猟友会を脱退させておりますので、有害鳥獣捕獲とか指定管理の捕獲のほうには、猟友会の会員でございませんので、携わることはできないと承知しております。

仁木委員

猟友会も脱退されているということでもありますので、そういうような状況もあるということがよく分かりました。

最後に一つ、台風に関する農林業被害の状況についてというのがありますけれども、農林水産部局として、客観的に見て水産が入っていないと思うのですが、県民として、農林被害ということについてお教え願いたいと思います。

宮本水産振興課長

ただいま、仁木委員より、この度の台風第10号によります農林業被害の中に水産が入っていないということで御質問を頂きました。

この度、非常に強力な台風第10号が徳島県に接近するというような気象情報等であらかじめ分かっていた中で、漁業界の方々も事前の準備ということで、船の縛り付けとか、そういった事前対策は十分に取られていたということで、幸い漁船に関する大きな被害等はこちらのほうに御報告はなかったというところでございます。

なお、軽微な被害につきましては、例えばですけれども、漁協が所有する倉庫の窓ガラスが1枚割れたとか、あるいは浮棧橋の表面に貼っていた板が風によって剥がれて壊れたと。いずれも軽微なもので自ら修繕に掛けたり、拾い集めたものでもう一度作り直したりということで、被害報告という形で正式に額を計上するような大きな被害は幸いなかったということで、この度は水産の報告がこの中に入っていないという状況でございます。

仁木委員

今回はなかったということで理解ができました。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ、私から。

基本的なところでお伺いしたいと思いますけれども、本日お配りしていただいております平成30年度徳島県農林水産基本計画レポートということで、良くまとまっていると感じ

じておるところでございます。まず、このレポートに込めた県の思いと言いますか、農林水産省でも国の計画等が出されていると思いますけれども、県の独自性そして県の個性をこの中でどの部分に発揮しておられるのかといった点について、お伺いをさせていただきたいと思います。

吉成農林水産政策課長

元木委員長から御質問いただきました農林水産基本計画レポートについてでございますが、この度、御報告させていただきましたのは、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に基づきまして、毎年度御報告をさせていただいているものでございます。

県におきましては、平成20年度に全国に先駆けまして、この基本計画を策定したところでございます。今、部長からも御報告をさせていただきましたが、この基本計画の中には、人を「育む」、生産を「増やす」、マーケットを「拓く」、生産を「支える」、地域を「守る」という、この五つの目標、これをメルクマール（みらくまール）といたしまして、徳島県の農林水産業の更なる成長化に向けて取組を進めているところでございまして、この度の基本計画の毎年度の進捗状況をこうして議会のほうに報告をさせていただいております。

元木委員長

これを見させていただいております。今の農業の実態と、このレポートを照らし合わせたときに、私も感じるどころがありましたので、申し上げたいと思うのですが、特にここ数年来、国そして県の農業施策というのは、生産振興、生産者側の立場に立って、やはりもうかる農業の実現というような形で収支を少しでも良くするような方向で、県の施策も進められていると思うわけでございます。私の地元の山部の農業地域とかの実態を見ておりますと、昔から農業を続けてきた家庭のほうでもほとんどの方が地元の農地を捨てて、耕作放棄地の状態がどんどん増えて、集落も維持できず限界集落に、そしてまた消滅集落に向かっている地域もたくさんあるわけでございます。

そういう中でも、集落を少しでも良くしたい、景観を維持していきたい、ふるさとを守っていきたいという思いを持ちながら、地域でもうからない農業を一生懸命されている方もいらっしゃるって、何とかそういった方への支援もしていけないかといつも感じておるわけでございます。

こういう中で、この基本戦略の中で地域を「守る」という視点がございまして。この中で、都市との交流、中山間地域等への支援、地球環境保全への対応ですとか、鳥獣被害の防止、温暖化への対応、様々な角度からいろんな施策を列挙していただいておりますけれども、この中で一つ伝統文化を維持していくという、これまでの先人の苦勞、悲しみを引き受けていくという、そういった視点、そういったところに光を当てるという視点も、あってもいいのではないかと感じた次第でありますけれども、こういった視点について、どうお考えなのか。

先般も、スマート農業というところで最先端の農業機械を見させていただいて、どんどん農業も変わっていると感じておる一方で、こういった過去の方々が積み上げてきたものに光を当てて、それをむしろ県の農業施策に反映していくという視点、こういった点につ

いても取り上げてはどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

板東農山漁村振興課長

委員長からお話がありましたように、地域の伝統的な文化や芸能などについて、これから磨き上げていくということについては非常に重要なことだと考えておるところでございます。

本県の農山漁村地域においては、平坦部に比べて地域の活力が低下しておるという状況も見られますので、交流人口の拡大とか所得の向上等により地域の活性化を図っていくということが非常に重要だと考えているところでございます。

このため、徳島の豊かな食材とか地域に根ざした農林水産業というところで、それにまつわる郷土食や行事、景観などの地域資源を県といたしましては、昨年度からですけれども、「むらのたから」として認定する制度を現在創設しておるところでございます。

これらの「むらのたから」を観光コンテンツにまで磨き上げて、農泊などの交流人口の拡大に取り組む活動も行っているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いたします。

元木委員長

先日、「1本5000円のレンコンがバカ売れる理由」という本を読んで、鳴門でもレンコンを一生懸命やっておられる方もおいでますけれども、新しい視点で作者の方は書いておられます。レンコンが高く売れる理由というのは、生産性の向上を追求して、合理化ですとか、そういったことを進めてきた結果というわけだけではなくて、そういった過去何代も前の先祖の方々の御苦勞を今やっておられる方がしっかりと引き受けて、そこを大事にしながら、それほど消費者目線に余り捕らわれ過ぎずに、昔からやってきたことを大切にしていこうという営みをかなり強調されておられるわけでございます。

以前の農業についても、もうかる・もうからないというのはあるんですけれども、その一方で、農業そのものが持ついろんな意味にもっともっと光を当てていただいて、商工行政がやっているようなものと同じようなレベルで、やはり解決できない部分もあると思いますので、そういった点も是非含み置きいただきまして、農業振興につなげていただきたいと思う次第でございます。

最後に、木のおもちゃ美術館の話で少しお伺いしたいのですが、これは農林水産部のほうで受けられたということですが、実際、美術館ですので県立美術館ですとか、あるいは県がするのでなくて市町村のものとして、例えば市の木工会館と連携してもっともっと市中心にやっていくというような考え方もあると思うのです。そのあたり、なぜ県が受けることになったのか、そしてまた、なぜ林業部局が受けておるのかという点についてお伺いをさせていただきます。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、委員長より木のおもちゃ美術館はなぜ林業が受けるようになったのかといった御質問がございました。

先ほども申しましたように、本県は非常に森林が多い、林業も盛んという林業県でござ

います。林業の活性化には利用ということが非常に重要でございまして、利用を図るためには、様々な方に魅力を感じていただき、木を使っていただくということが大事ということで、全国的に木育という活動が非常に盛んに行われてまいりました。

東京おもちゃ美術館にしましても、一大観光地のようになっていて、全国的にも今4か所ぐらい美術館ができていますが、木の良さを感じていただいて波及効果が非常に出ていていると感じているところでございます。

そういったことで、木育に関して県でも進めていくべきと考えまして、徳島県県産材利用促進条例の中で木育をうたいまして、それから木育の活動を進めていって、そして、この2月には、西日本では初めてとなります全国木育サミットを開催させていただきました。その時に県内外から多くの方が訪れてきたわけですが、県内の全国木育サミットの実行委員会の方を中心に、県の木材団体や林業団体からも県全体でそういう拠点の整備を進めていく必要があるのではないかという御意見もいただきました。

それで、先ほど山西委員、岡本委員からもお話しいただきましたように、県庁全体で9部局20課の職員でタスクフォースを作りまして、どうしていくかということをしていろいろと検討してまいりました。その中で、それぞれの部局のいろんな意見を出していただきながら県全体で進めていって、より良い木のおもちゃ美術館を作っていこうという、そういった合意がなされたところで、林業中心に進めていくこととなったところでございます。

元木委員長

各委員からもいろいろ質問が出て、関心が高い施策であると思います。

是非、やるからには県独自の、全国から本当にお客さんが喜んで来ていただけるような立派な美術館にさせていただきますよう、御要望させていただきますして終わらせていただきます。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の後期の県内視察についてですけれども、9月定例会終了後から2月定例会までに実施することとし、日程、視察箇所等については、私のほうで副委員長等と相談して、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（12時00分）